

中労委、平3不再46、平3.11.6

命 令 書

再審査申立人 X

再審査被申立人 山崎製パン株式会社

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

再審査申立人X（以下「X」という。）は、再審査被申立人山崎製パン株式会社がXを季節労働者として採用しなかったことが不当労働行為に当たるとして、東京都地方労働委員会に対し救済申立てを行った。東京都地方労働委員会は、平成2年7月3日付け決定をもって、上記救済申立てを労働委員会規則第34条第1項第1号に該当するとして却下したところ、Xは、これを不服として、当委員会に再審査申立てを行った。

しかしながら、初審記録及び再審査申立書の記載内容によっても本件申立ての具体的な内容は明らかでなく、本件申立てを却下した初審命令は、正当性なものといわざるをえない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成3年11月6日

中央労働委員会  
会長 石川吉右衛門 ㊞